

大涌谷周辺（箱根山）の火山活動への対応状況等について（第6報）

（これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。）

平成27年11月20日（金）14時00分

消 防 庁 応 急 対 策 室

下線部は前回からの変更箇所

1 火山の状況（気象庁情報）

- ・大涌谷で新たな噴気孔の周囲に噴石が飛散し、噴気孔の周囲に噴石物が堆積
- ・6月30日12時30分、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げ
- ・9月11日14時00分、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き下げ
- ・11月20日14時00分、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）に引き下げ

2 被害の状況

- (1) 人的被害
被害情報なし
- (2) 物的被害
被害情報なし
- (3) その他被害
被害情報なし

3 避難の状況

- (1) 神奈川県箱根町は火口から約1km以内の立入規制を行うとともに、姥子、上湯場、下湯場、箱根早雲郷別荘地の一部に避難指示を発令
(6月30日12時30分発令→9月14日10時00分解除)
- (2) 避難指示の区域に32軒の建物（住家4軒、事業所1軒、保養所15軒、別荘12軒）
→建物（事前調査では、定住者等46名）について残留者がなく避難が完了していることを確認（6月30日 21時00分現在）
- (3) 避難所1箇所設置「箱根町老人福祉センターやまなみ荘」
→避難所への避難者なし（6月30日 21時00分現在）

4 地方公共団体の対応

○神奈川県

- 6月30日 12時30分 警戒体制（継続）
- 13時00分 安全防災局から箱根町へ先遣隊4名を派遣
- 15時20分 県庁で緊急対策会議を実施
- 7月 1日 8時30分 安全防災局から3名、県西地域県政総合センター防災課から1名、計4名を箱根町へ派遣（以後、各日4名を箱根町へ派遣。7月3日まで継続）

○箱根町

- 6月30日 12時30分 噴火警戒レベル3への引き上げに伴い避難指示区域を設定
避難指示区域内の建物は32軒（住家4軒、事業所1軒、保養所15軒、別荘12軒）
箱根町消防本部に対し、避難誘導の活動を指示
避難所1箇所設置「箱根町老人福祉センターやまなみ荘」
箱根町消防本部と合同で避難指示区域の建物すべてを巡るとともに、避難誘導を実施

15時30分 箱根火山防災協議会コアグループ会議を実施

21時00分 避難指示区域内の建物32軒について残留者がなく避難が完了していることを確認

7月 3日 0時00分 災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定

9月14日10時00分 警戒区域を噴火警戒レベル2の範囲に縮小

5 消防機関の対応

○箱根町消防本部

6月30日 12時30分 箱根町職員と合同で避難指示区域の建物すべてを巡るとともに、避難誘導を実施

6 消防庁の対応

6月30日 12時30分 消防庁災害対策室設置（第1次応急体制）
神奈川県、箱根町及び箱根町消防本部に対し情報収集

11月20日 14時00分 消防庁災害対策室廃止

問い合わせ先 消防庁応急対策室 川原・安西・酒井・近藤 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
